

製品 News

お知らせ

発行 No.

営企 2019-3

発行月

2019年3月

《経営強化税制の延長》 設備投資(受変電設備)をご検討いただいている事業者様へ

2019年度の税制改正により、中小企業等経営強化法の経営強化税制の適用期限が2021年度末まで延長することが決定しました。

証明書については、引き続き一般社団法人 日本配電制御システム工業会（以下JSIA）が発行し、弊社は受変電設備メーカーとして証明書発行依頼を受け、JSIAへ証明書発行のための手続き（設備の確認・証明書発行依頼）を行います。



適用設備

- ・一般受変電設備（建物附属設備）
- ・固定価格買取制度対応キュービクル（機械装置）

▶ 中小企業経営強化税制

【適用期限】2021年3月31日まで

- **制度概要** 中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除※を選択適用することができます。
※取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（60万円以上） （ボイラー、LED照明、空調など） ◆ソフトウェア（70万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外

（注意）経営力向上計画に係る「固定資産税の特例措置」は、2019年3月31日をもって終了となります。
適用期限である2019年3月31日までに取得等をした設備は本特例措置の対象となりますが、2019年4月1日以降に取得等をした設備は対象外となりますのでご注意ください。

■ 中小企業庁説明資料より抜粋

▶ 生産性向上特別措置法 固定資産税の特例措置

【適用期限】2021年3月31日まで

- **制度概要** 中小企業者等が、適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市区町村が定めた割合に軽減されます。

要件	①一定期間内に販売されたモデル（中古資産は対象外） ②生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備
対象設備	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物付属設備（60万円以上）

（注意）新たに導入する設備が所在する市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているかご確認ください。市区町村によっては認定の対象になっていない業種や地域等もございます。また、上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストとなり、市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がありますので詳細については市区町村にお問い合わせください。

■ 中小企業庁説明資料より抜粋

注意事項

- ・ 中小企業者（資本金1億円以下等、大企業の子会社除く）という条件があります。
- ・ 最も新しい変圧器を使用した受変電設備であっても、使用する変圧器のメーカー・容量により、エネルギー効率が年平均1%以上向上しない場合があります。この制度をご利用される場合は、事前（納入前）に弊社営業所へご確認ください。
- ・ 証明書は「中小企業等経営強化法」と「生産性向上特別措置法」の両方に使用できます。

証明書の申請時期

- ・ ご購入をいただきましたルート（工事事業者様・代理店様）を通して、弊社営業所へ証明書の発行依頼をお申し出ください。
- ・ 制度適用期間内であれば、設備納入後の申請も受け付けいたします。

お問い合わせ

詳細につきましては、最寄りの弊社営業所までお問い合わせ下さい。